国土交通省中建審第１号
令 和 ７ 年 １ ２ 月 ２ 日

公 共 発 注 者 の 長　殿
建 設 業 団 体 の 長　殿
民間発注者団体の長　殿

中央建設業審議会会長　大久保哲夫

労務費に関する基準の実施について

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第４９号）によって、中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされました。

このため、中央建設業審議会では、令和６年９月に労務費の基準に関するワーキンググループを設置し、令和７年１０月の第１１回ワーキンググループにて、労務費に関する基準案をとりまとめました。

この労務費に関する基準案について中央建設業審議会で審議を行った結果、別紙のとおり基準を作成することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３４条第２項の規定に基づき勧告いたします。

以上

別紙

労務費に関する基準

令和７年１２月２日
中央建設業審議会決定

目　　次

第１章　総論

（１）背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（２）改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置・・・・・・・・・４

（３）労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討

①経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

②労務費に関する基準の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第２章　建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

（１）基本的な考え方

①適正な労務費の水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

②個別の請負契約に当てはめる際の留意点・・・・・・・・・・・・・６

（２）職種分野別の基準値

①基準値の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

②基準値の定め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

③基準値の決定と改定の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第３章　本基準の実効性を確保するための施策

（１）実効性確保策の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

（２）契約段階において適正な労務費等を確保するための取組

①基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理・・・・・・・１２

③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進・・・・・・・・・１３

④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化１３

⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督・・・・・・１４

（３）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保・・・・・・・１５

③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供・・・・１５

④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化・・・・・１５

（４）公共工事における上乗せの取組・・・・・・・・・・・・・・・１６

第４章　その他
（１）材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの見積りに係る取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（２）通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（３）基準の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

第５章　結びに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

労務費に関する基準（案）

第１章　総論

（１）　背景

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしている。

一方、建設業の現場作業を担う技能者の数は一貫して減少傾向にあり、また、高齢化が進展する中で若年層の割合も継続的に減少している[1]。現在の状況が今後も続き、必要十分な新規入職者が確保できないまま高齢層の退職が加速すれば、建設サービスの供給に大きな影響を及ぼすこととなる。これはすなわち、社会資本整備や災害からの復旧・復興など、国民生活や我が国の経済活動に不可欠な建設サービスの供給が滞ることを意味する。

このような状況を踏まえ、若年層に対し建設業への就業・定着を促し、中長期的な担い手を確保するためには、「工期に関する基準」（令和６年３月 27 日中央建設業審議会勧告）の遵守による長時間労働の是正、週休２日の達成といった働き方改革の推進のみならず、賃上げによる技能者の処遇改善が必要不可欠である。

技能者の処遇改善に向けては、公共工事の予定価格の積算において労務費を算出する際に使用される公共工事設計労務単価[2]が、平成 24 年から令和７年までの 13 年間に全国全職種平均で約 90%の上昇となる中、この流れを地方公共団体や民間の工事、下請取引にも広げるとともに、現場の技能者への支払いを確実に担保することにより、さらなる賃金水準の上昇に繋がる好循環をつくりだしていくことが必要である。

技能者の賃上げを実現するためには、各建設業者が技能者に適正な賃金を支払うとともに、賃上げの原資となる労務費等や利潤が適正な水準において確保された請負代金額を、発注者から技能者を雇用する建設業者までのサプライチェーンの各過程において着実に確保することが求められる。

しかしながら、建設工事においては、慣行上、総価一式契約であるため労務費の内訳が分かりづらいこと、材料費よりも削減が容易な労務費の特性、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利となること等を背景として、多重的な下請契約等の下、賃金の原資である労務費は、技能者を雇用する建設業者まで適正に確保されづらい状況にある。

労働者の賃金は労使間で取り決めること、また、賃金の原資は使用者が市場に

---

[1] 建設業の技能者に占める 60 歳以上の者の割合は 25.8%、30 歳未満の者の割合は 11.7%。（出典：総務省「労働力調査」（令和６年平均））

[2] 公共工事の予定価格の積算に用いる労務単価。農林水産省及び国土交通省が実施する、公共工事に従事する技能労働者の賃金を調査する公共事業労務費調査の結果に基づいて、51 職種、47 都道府県ごとに設定している。

おける価格交渉の中で確保することが本来の原則であるものの、建設業が今後も魅力ある産業として持続可能な姿でその役割を果たし続けることは、建設業単体にとどまらず、社会全体にとっての利益にもなるものであり、その担い手である技能者の処遇改善については、国や地方公共団体を含む、建設産業に係るサプライチェーン全体で取り組むことが必要である。

このため、令和６年通常国会において、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契適正化法」という。）を一体として改正する「第三次・担い手３法」が成立し、建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが制定されたところである。

なお、以下、上記各法律の条項の摘示に際しては、第三次・担い手３法による改正の全面施行（令和７年 12 月 12 日）時点の条項によるものとする。

（２）改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置

第三次・担い手３法における建設業法等の改正においては、適正な労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われるよう、建設業者に、

・労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を努力義務化（建設業法第 25 条の 27）
・建設工事の請負契約の締結に際して、材料費、労務費等を記載した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化（同法第 20 条）。特に公共工事については、入札段階において入札金額内訳書にこれらの経費を内訳明示することを義務化（入契適正化法第 12 条）

するとともに、

・中央建設業審議会が労務費に関する基準を作成・勧告（建設業法第 34 条）し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止（同法第 20 条）。併せて、違反した建設業者には指導・監督（同法第 28 条）を、違反した発注者には勧告・公表（同法第 20 条）をそれぞれ実施
・公共工事の発注者に対して、入札金額内訳書の内容の確認を義務づけ（入契適正化法第 13 条）

することとした。

（３）労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討

①経緯

・労務費に関する基準の作成に当たっては、中央建設業審議会に設置された「労務費の基準に関するワーキンググループ」（以下「労務費 WG」という。）において、令和６年９月の第１回開催以降、基準の内容及びその実効性確保策について合計 11 回にわたり議論を重ねてきた。

・この「労務費に関する基準」は、労務費 WG における議論を踏まえたとりまとめ案に基づき、中央建設業審議会における審議を経て作成されたものである。

②労務費に関する基準の位置づけ

・本基準は、建設業法第 34 条に基づく労務費に関する基準として、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目的とする。

・具体的には、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、同法第 20 条に規定する「当該建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」の相場観として機能させるとともに、これに連動して、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用できるように、基準を作成する。

・あわせて、適正な見積り促進等による契約時の適正な労務費確保、受発注者双方への総価での原価割れ契約の禁止（同法第 19 条の３）による労務費以外の必要経費へのしわ寄せ防止、確保された労務費（賃金の原資）が技能者に賃金として支払われることを担保するための施策の実施、「建設Ｇメン」による個々の請負契約の調査（同法第 40 条の 4）、許可行政庁による強制力のある立入検査等の適切な実施（同法第 31 条）及び改善指導（同法第 41 条）等により、実効性を確保する。

【図１】

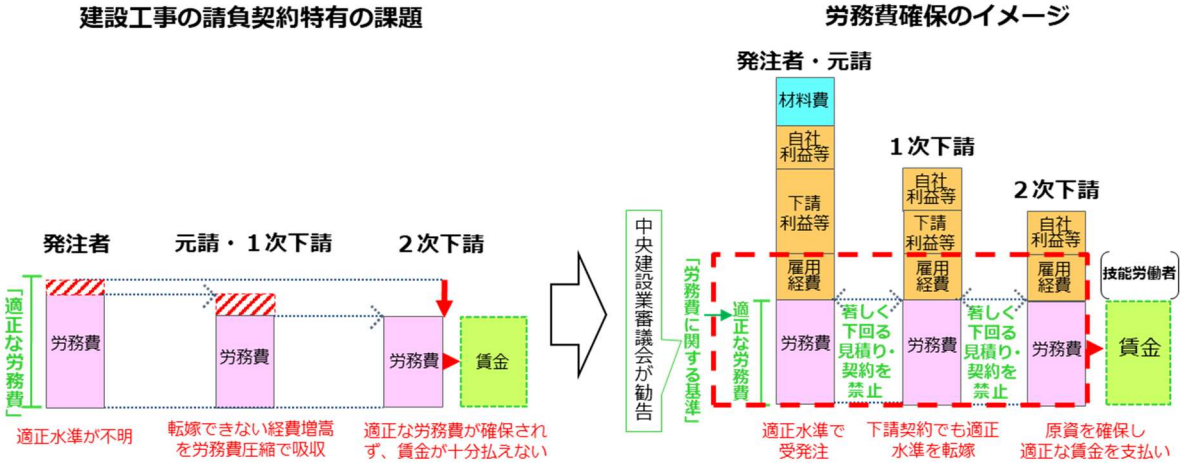

第２章　建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

（１）基本的な考え方

①適正な労務費の水準

・前章（３）②で示しているとおり、本基準は、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目的とするものである。

・従って、本基準における「適正な労務費」とは、建設工事の請負契約において、技能者を雇用する建設業者が適正な賃金を支払うための原資を意味するものであり、適正な労務費の水準は、建設業者が支払うべき賃金の水準から導かれることとなる。

・その際、建設業に従事する技能者の賃金水準が依然として全産業平均値を相応に下回っている実態に鑑み、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上の水準への処遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指す必要がある。

・このため、建設工事の請負契約における、建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費として、作業に対応する職種の公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準の賃金原資が確保される必要があるとの考えに基づき、これを適正な水準として位置づけることとする。

・具体的には、適正な賃金原資を確保する観点からは、個々の建設工事の請負契約において、１日８時間当たり労務単価である職種別の公共工事設計労務単価に、当該工事に従事する見込みの者の職種別の作業日数（総労働時間）を乗じた額の総和が労務費として盛り込まれることが必要である。この総額を、総労働時間が確定していない請負契約の見積り・締結段階において確保するため、適正な労務費を、

「適切な職種の公共工事設計労務単価（円/人日（８時間））×施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛（人日/単位施工量）」によって導かれる「単位施工量当たりの労務費」に、「必要な数量（施工量）」を乗じる式によって計算して得られる値に相当する額

とし、これが確保されている契約が、締結段階において適正な労務費が確保された請負契約として評価されることとなる。

②個別の請負契約に当てはめる際の留意点

・上述①の考え方に基づき、個別の請負契約における労務費の計算においては、

「適切な職種の公共工事設計労務単価×施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛」によって導かれる単位施工量当たりの労務費に、必要な数量を乗じた額を確保することが必要である。その際、労務単価については、公共工事設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、また、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要である。

・個々の請負契約において適用すべき公共工事設計労務単価は、工事の施工場所が属する都道府県に適用される値とすることが適当である。

・第３章において技能者に支払うことを目指すべき賃金として位置づけられるCCUS レベル年収については、公共工事設計労務単価から、技能者の経験年数、保有資格等を踏まえて算出されているものであり、CCUS レベル別年収を日額換算した額の加重平均が公共工事設計労務単価となる関係を有する。上記の関係も踏まえ、個々の請負契約における価格交渉にあっては、例えば、CCUS レベルの高い者等、高い技能を持つ技能者が施工することが必要である場合や、需給の状況や夜間工事等の事情により技能者の確保に要するコストが高い場合等、受注者において、当該建設工事の施工に当たって通常必要と認められる額より高額の労務費の確保が必要と考える場合においては、受注者が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積り、注文者は、その実態と妥当性を十分に踏まえた上で、双方において誠実かつ適切に価格交渉を行うことが必要である。

・①で示される「労務費」は、各工事において実際に施工に従事する者の賃金の原資を意味する。「登録基幹技能者」や「職長」等、一部の技能者は、施工管理を行う「技術者」としての側面を持つこともある（例：登録基幹技能者が下請の主任技術者となる場合等）が、これらの者についても、実際に現場の作業に関わる範囲において、その者の分の額も含む概念として整理されるものである。

・①で示される「労務費」は、公共工事設計労務単価と同様に、技能者の賃金相当分（法定福利費の個人負担分を含む）のみを指す概念であり、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に係る同制度加入事業者の掛金（以下「建退共掛金」という。）といった適正な施工を確保するために不可欠な経費が含まれるものではなく、これらの経費は、労務費とは別途、適正な水準の額が請負契約において内訳明示して計上されるべきものであることに注意する必要がある。

・その他、公共工事設計労務単価に含まれない雇用に伴う必要経費については、請負契約の中で必要額が別途計上される必要がある。

（２）職種分野別の基準値

①基準値の位置づけ

・実際の価格交渉等において、（１）において示されている基本的な考え方に沿

った適正な労務費の確保をより円滑に進める観点から、

ア）標準的な作業内容や施工条件等が特定可能であること。

イ）ア）において適用が想定される歩掛や公共工事設計労務単価の職種が一定程度明確であること。

の要件を満たす職種分野においては、国土交通省において本基準により導き出される具体的な数値（以下「基準値」という。）を定め、運用することとする。

・基準値は、職種分野別、都道府県別に、（１）の適正な労務費の考え方を踏まえ、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした適正な労務費の具体的な数値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で示すものとする。

・基準値は、個別の請負契約にそのまま適用できる値を定める趣旨のものではなく、個別の請負契約においては、具体の作業内容や施工条件等を踏まえ、（１）において示されている基本的な考え方に沿って、基準値を補正して労務費を算出すべきであることに留意が必要である。

②基準値の定め方

基準値は以下の原則を踏まえ、【図２】及び【図３】に定める統一様式に沿って示すこととする。

・基準値の計算方法は、労務単価（円/人日（８時間））×歩掛（人日/単位施工量）の計算式によって単位施工量当たりの労務費として示すことを基本とする。

・労務単価については、公共工事設計労務単価を適用することとし、工事の施工場所が属する都道府県に適用される値を当てはめることとする。

・歩掛については、標準的な条件等における歩掛として、便宜的に、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用することを原則とする。ただし、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛に適切なものがない場合、別途、公的機関で用いられている歩掛であって、活用可能なものがあれば、それも活用する。

・国土交通省直轄工事での発注実績がなく、公的な歩掛も把握されていない戸建住宅については、国土交通省において歩掛調査を実施し、これにより得られた歩掛を活用する。

・国土交通省直轄工事等で用いられる歩掛の活用や、戸建住宅の歩掛調査結果の活用のいずれも困難な職種分野（当該職種分野の中の一部の工種（作業）を含む）等、やむを得ない場合には、「適切な職種の公共工事設計労務単価×施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛」として、定性的な形で基準値を設定することを妨げない。

・基準値の細分化を最小限にとどめるため、各職種分野において、基準値を設定する工種は最小限とした上で、一つの工種については一つの標準的な規格・仕様についてのみ基準値を作成することを原則とする。

・①に記載しているとおり、基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、基準値に用いる国土交通省直轄工事における標準的な歩掛と、工事規模の小さい工事において当てはめるべき歩掛の違い等、基準値の前提となっている条件等と具体の作業内容や施工条件等の違いを踏まえ、（１）において示されている基本的な考え方に沿って、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。
・このため、基準値を示すに当たっては、適切な補正に資するよう、前提となる作業内容・施工条件等に加え、補正の際に留意すべき点も併せて示すこととする。
・細分化の程度、基準値を設定する標準的な規格・仕様、設定する歩掛、その前提となる作業内容・施工条件等、及び留意点については、当該職種分野に関係する専門工事業団体、元請建設業団体及び国土交通省から成る職種別意見交換会において検討を行い、その結果を反映する。

③基準値の決定と改定の手続き
・上記②の手順に基づく基準値の決定・改定及びその公表については、労務費 WG にも必要に応じて報告し、その意見を聴いて、国土交通省において行う。

【図２】「労務費の基準値」の示し方　※建築工事の原則パターン

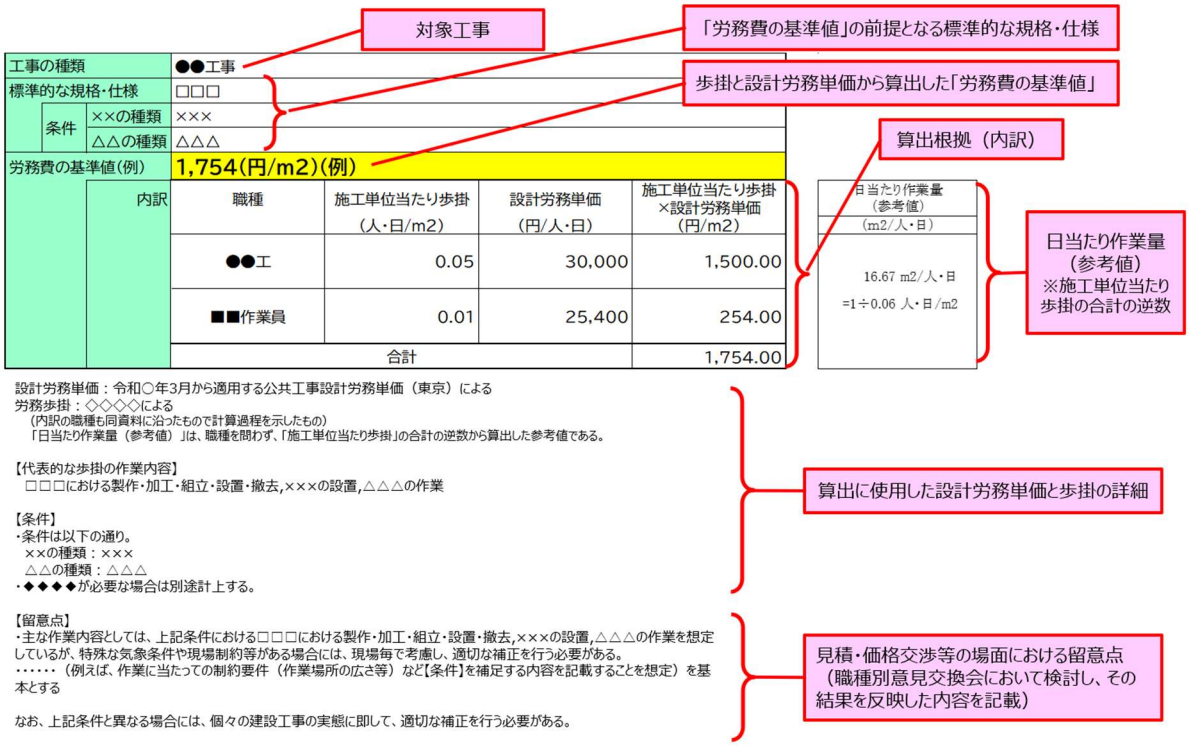

工事の種類		●●工事			
標準的な規格・仕様		□□□			
条件	××の種類	×××			
	△△の種類	△△△			
労務費の基準値(例)		1,754(円/m2)(例)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛（人・日/m2）	設計労務単価（円/人・日）	施工単位当たり歩掛×設計労務単価（円/m2）
		●●工	0.05	30,000	1,500.00
		■■作業員	0.01	25,400	254.00
		合計			1,754.00

日当たり作業量（参考値）（m2/人・日）
16.67 m2/人・日 =1÷0.06 人・日/m2

設計労務単価：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
労務歩掛：◇◇◇◇による
（内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業

【条件】
・条件は以下の通り。
××の種類：×××
△△の種類：△△△
・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
・・・・・・（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

【図３】「労務費の基準値」の示し方　※土木工事の原則パターン

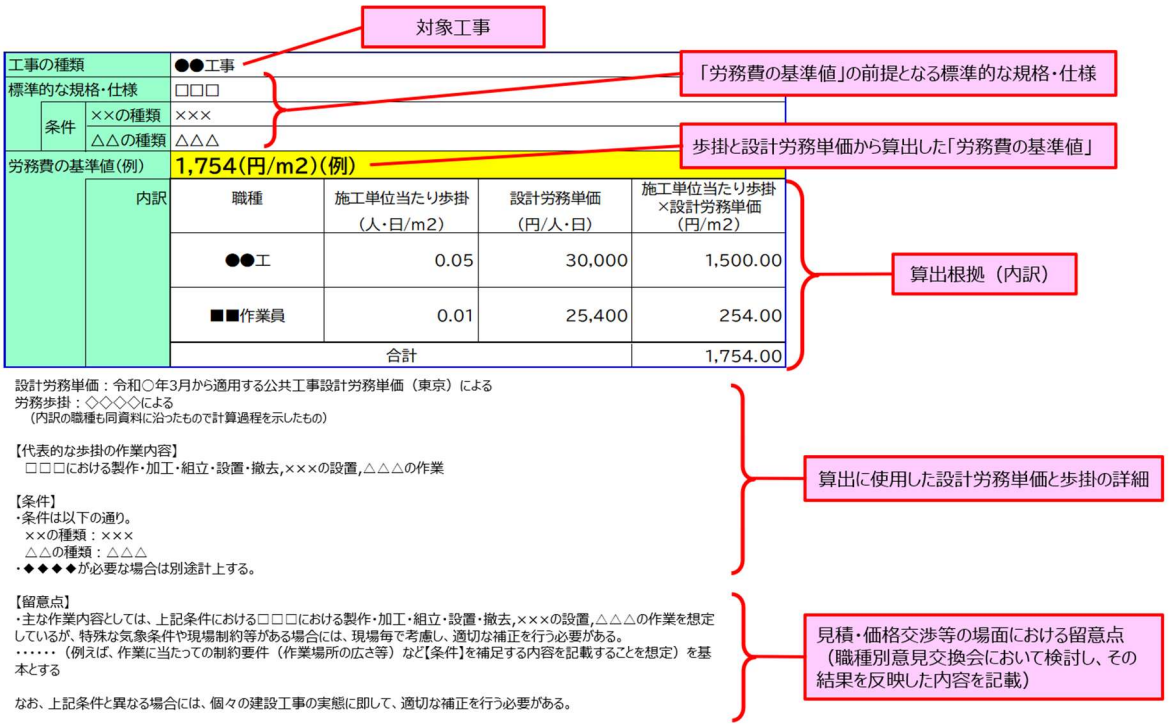

工事の種類		●●工事			
標準的な規格・仕様		□□□			
条件	××の種類	×××			
	△△の種類	△△△			
労務費の基準値(例)		1,754(円/m2)(例)			
内訳		職種	施工単位当たり歩掛（人・日/m2）	設計労務単価（円/人・日）	施工単位当たり歩掛×設計労務単価（円/m2）
		●●工	0.05	30,000	1,500.00
		■■作業員	0.01	25,400	254.00
		合計			1,754.00

設計労務単価：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
労務歩掛：◇◇◇◇による
（内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）

【代表的な歩掛の作業内容】
□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業

【条件】
・条件は以下の通り。
××の種類：×××
△△の種類：△△△
・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
・・・・・・（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

第３章　本基準の実効性を確保するための施策

（１）実効性確保策の全体像

・本基準は、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階において賃金の原資として適正な労務費を確保することを目的とするものである。

・この適正な労務費の確保にあたっては、公共工事設計労務単価が経験・技能に応じた賃金として支払われた場合に考えられる CCUS レベル別年収が個々の技能者に支払われるよう、技能者の経験年数分布等も踏まえつつ、技能者を雇用する建設業者が必要な額を確保することを目指すことが適当であり、このため、まずは、早急に公共工事・民間工事の全ての取引段階を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費が確保されることが重要である。

・その実現のためには、「上流から下流へ価格が決まる」構造、すなわち労務費を値下げの原資とした価格競争により、請負価額から他のコストを控除した残額のみが賃金として支払われる状況を変革し、「下流から上流へ価格が決まる」構造、すなわち最終的に支払われるべき労務費水準を着実に確保しつつ、残余の費用を適正に積み上げた上で、受注者の技術力や施工の質、生産性向上に向けた取組等の要素により競争がなされて価格が決定される環境を構築する必要がある。

・この目的は、単に本基準が示されることをもって当然に達成されるものではなく、個々の請負契約において、本基準により示される適正な労務費が確保され、適正な労務費・賃金の支払いがなされるよう、実効性確保策を適切に講じることが必要不可欠である。

・このような実効性確保策を通じ、中期的には、技能者について、いわゆる日給月給制ではなく月給制の下で直接雇用する、建退共制度の活用等により退職金を準備する、必要な休暇を取得させる等、技能者の処遇の改善に取り組む事業者がサプライチェーン全体において適切に評価され、競争上の優位性を得られる環境整備が必要である。

・その上で、労務費行き渡りの阻害要因ともなる過度な重層下請構造の是正等に業界一丸となって取り組むことにより、建設業が今後も社会資本整備の担い手、地域の守り手としての役割を持続的に果たすことができる事業構造の確立を目指すべきである。

・これらの実効性確保策については、契約段階において適正な労務費等を確保するための取組（入口の取組）と、支払段階において下請に対する適正な労務費や技能者に対する適正な賃金等を確保するための取組（出口の取組）、加えて公金支出の適正性の確保その他入契適正化法・品確法において位置づけられている公共工事の特性を踏まえた、公共工事の品質確保及び地域における技能者の担い手確保・育成等のための上乗せの取組が必要になると考えられる。

・実効性確保策については、制度の運用状況や各施策の検討状況を踏まえつつ、段階的に施策を講じることとし、中長期的に新たな商慣行の定着を図ることが適切である。

（２）契約段階において適正な労務費等を確保するための取組

①基本的な考え方

・下記を目指すことを基本的な考え方とし、これを実現するための施策を講じることが適切である。

〇受注者が、本基準を踏まえ、個別契約に即して適正な労務費を自社の歩掛を基に算出し、それを明示した上で、残余の費用についても適正に積み上げた見積りを作成。

〇注文者が、当該見積りを尊重。注文者が価格指定して契約する場合も、注文者は本基準を活用して労務費を内訳明示し、労務費を始めとした適正な原価が確保されるよう配慮。

〇両当事者が建設業法第 18 条の定めに則り対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面（電子媒体を含む。）で締結。信義に従って誠実にこれを履行。

〇適正に賃金・労務費を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。

〇建設Ｇメンが、建設業者から電子媒体による見積り等の提出を受けて調査し、ダンピングによる価格低下か生産性向上による価格低下かを見分けた上で、指導・監督。

・その他、本基準を踏まえた新たな商慣行の定着に向け、本基準と併せて、国土交通省において「労務費に関する基準の運用方針」を示し、本基準に基づく価格交渉を進める際の留意点等の詳細を示すことが適切である。

②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理

・労務費確保に伴って、労働者による適正な施工を確保するために不可欠な労務費以外の必要経費がしわ寄せを受けることがあってはならない。

・このため、労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐべき経費として、これまで、建設業法第 19 条の３における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金）を、同法第 20 条第１項に規定する「当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定める経費」とし、見積書における内訳明示の対象とすることが適切である。

・あわせて、公共工事設計労務単価に直接的には含まれていない、雇用に伴う必要経費の確保に資する観点から、同単価における取扱いと同様に、基準値の策定と併せて、「雇用に伴う必要経費」についても、参考値として公表することが適切である。

・ただし、

〇「雇用に伴う必要経費」は、工種・工事規模等の条件により変動することを前提に、あくまで全国共通の参考値として試算したものであること
〇実際に、「雇用に伴う必要経費」に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定められるものであること（例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用意するか等）
〇見積書で内訳を明示すべき必要経費と、「雇用に伴う必要経費」の範囲は異なるものであること
〇参考値を示す「雇用に伴う必要経費」に利益、本社経費等は含まれないこと

といった点に留意し、契約当事者間での十分な協議が必要であることを併せて示すことが適切である。

③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進

・中小の建設業者や一人親方も含め、労務費等を内訳明示した適正な見積書を作成する商慣行が形成されるよう、取組を進めることが適切である。その際、元下取引において、注文者側からの詳細な見積条件等の提示、適切な見積作成期間の設定等、受注者側の見積書作成を促進するための環境整備等への配慮が必要である。
・特に建築工事においては、改正法施行時点において、材料費、労務費、機械損料、経費等が内訳明示されていない総価一式での取引が一般的となっている職種・工種が多いことに留意し、
〇専門工事業団体において、標準見積書の見直し・作成・利用促進を進めること
〇国土交通省において、発注者と元請建設業者の間の見積りに際しての留意点を整理するとともに、「専門工事業者向けの見積書の様式例及びその解説」「専門工事業団体向けの標準見積書の作成手順」等の見積書の作成を容易化するツールを公表すること

といった実効性確保策を講じることが適切である。

④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化

・技能者を大切にする企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の確保等につなげること及びサプライチェーン全体で技能者の処遇改善に取り組むマインドを広げていくことが重要であることを踏まえ、建設産業の担い手の確保に向けて、改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けの自主宣言制度の創設を行うことが適切である。
・その際、宣言企業に対し所要のインセンティブ措置を講じることが望ましい。

⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督

・建設Ｇメンは、建設工事に関する取引において、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、各種情報収集を通じ、取引状況の監視強化に取り組んでおり、建設業法に違反する疑いが確認された場合は、適切な指導・監督がなされるよう、その旨を建設業許可行政庁へ情報提供しているところである。

・適正な労務費の確保に向けた建設Ｇメンの調査としては、

〇受発注者で取り交わす材料費等記載見積書について、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書をいう。以下同じ。）と最終見積書（契約内容の明細を示す見積書をいう。以下同じ。）とで労務費に差額が生じている場合や、労務単価が工種毎の標準的な値と比べて著しく下回っている場合には、その原因者を把握。

〇その上で、歩掛・労務単価が工種毎の標準的な値から著しく乖離している理由について、機械導入等の生産性向上（歩掛（必要人工）の減少）によるものか、労務単価の引き下げによるものか等、乖離の程度や要因を検証した上で、違法性の疑いを確認。

〇この際、（３）③に記載した技能者からの通報制度により提供された情報や関連法規への抵触に関して関係府省等から提供された情報、建設業団体等から提供された建設業法違反の疑いに係る情報等を活用し、違法性の疑いや度合いが高いものと考えられる事業者について重点的に調査を実施。その際、通報者等が通報によって取引上の不利益を被ること等がないよう、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護を徹底。

といったプロセスを経ることが望ましい姿として考えられる。

・一方で、このような調査手法を確立するにあたっては、歩掛や労務単価が内訳明示された適正な見積書が作成され、そのすり合わせにより価格形成がなされる商慣行が確立されることが前提として不可欠となる。また、交渉過程を示す当初見積書と最終見積書が契約当事者双方で適切に保存されることも必要である。

・このため、建設Ｇメンは、法施行後当面の間は、上述の商慣行のサプライチェーン全体における定着に向け、労務費等を内訳明示した見積書の普及や、そのボトルネックの解消に向けた調査・助言に、重点的に取り組むことが求められる。

（３）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

・建設業の持続可能性に対する危機感が高まる中、労務費・賃金の適正な支払いに係る実効性確保策について、公共・民間発注者を含めたサプライチェーン全体で、これまでの施策の延長にとどまらない踏み込んだ対応を目指して知恵

を出し合うことが必要である。

・かかる認識を関係者間で共有しつつ、下記を目指すことを基本的な考え方とし、これを実現するための施策を講じることが適切である。

〇注文者は受注者に対して、本基準を踏まえた適正な労務費（賃金の原資）を支払うこと。

〇建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

〇CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の２つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。

〇行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

〇処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上すること。

②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

・労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「コミットメント制度」という。）を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

・建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付けるため、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」に加えて、デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

・通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細な調査を行うとともに、法令違反が疑われる場合等には、建設業者への指示等や発注者への勧告等を実施することが適切である。

④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化

・国土交通省において、労務費や賃金の支払いに関し悪質な態様が認められる事業者を見える化することにより、優良な事業者が市場で選択される環境を整備することが適切である。

（４）公共工事における上乗せの取組

・公共工事においては、公金支出の適切性を担保する必要があるところ、品確法第 27 条において、適正な請負代金・賃金が支払われるよう、国に対し公共工事の請負契約の締結状況及び賃金の支払等に係る実態調査の努力義務が規定された。また、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」において、公共発注者としても賃金の支払等の実態把握に努めることなどについて、一定の役割を果たすことが求められている。[3]

・これらを踏まえ、「入口」での確認として、入契適正化法第 12 条において入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化したところであり、本規定に基づき、公共工事から率先して労務費の内訳明示を進めることが重要である。

・あわせて、公共発注者において、公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為の排除を図るため、現行のダンピング対策（低入札価格調査等）を強化し、入札金額内訳書の内容を確認する「労務費ダンピング調査」を落札候補者に対して実施する等、公共工事の契約段階において適正な労務費が確保されるための措置が講じられることが適切である。

・また、「出口」での確認として、国は、元請のみならず全ての下請を含む公共工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に支払われるよう、その実態把握に努めることとされており、コミットメント制度の活用を推奨するとともに、公共工事の発注者においても、受注者の協力のもと、労務費・賃金の支払い状況、労働時間等の把握に努めることにより、受発注者間での「見える化」を建設業の新たな商慣行として組み込み、健全な競争環境の実現と公共工事の品質確保のための担い手確保を目指すことが期待される。

・具体的には、公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共工事設計労務単価と当該総労働時間から計算される「支払われるべき労務費」と「実際に支払われた労務費」を比較することについて、国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その実施方法や比較結果を用いた適切な事業者選定の方法を検討することが望ましい。

---

[3] 品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（令和７年２月３日）（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）」において、「品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める」こととされている。

第４章　その他

（１）材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの見積りに係る取扱い

・労務費と並んで建設工事の主要費用を占めている材料費については、その適正な費用計上が労務費へのしわ寄せを防ぐ観点から重要であるところ、物価資料等に掲載されている価格については、請負契約において「通常必要と認められる材料費」の一指標として整理される。

・労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として、改正後の建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 13 条の 12 において法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金が位置づけられるところ、このうち法定福利費の事業主負担分及び建退共掛金[4]については、見積り段階において当該請負契約に係る工事に従事することが見込まれる者に係る必要額が「通常必要と認められる額」として整理されるべきものである。また、安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、当該対策に要する経費は、「通常必要と認められる額」として整理されるべきものである。なお、その際、元請・下請間においては、「安全衛生対策項目の確認表」を用いる等により対策実施・費用負担の役割を明確化することも必要である。

（２）通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応

・締結された請負契約について、本基準等を踏まえて著しく低い労務費等に該当すると考えられる場合には、発注者、受注者、元請、下請を問わず、既存の「駆け込みホットライン」に適宜相談することが可能である。

・なお、法令違反に該当する見積り・契約に対する措置については、第１章（２）にある通りである。

（３）基準の見直し

・今後、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の普及状況、請負契約における必要な労務費の確保状況、技能者に対する賃金の支払い状況等、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応じ、労務費 WG における議論を実施し、フォローアップ等の結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切である。

---

[4] 建退共制度関係事務については、「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について（令和 3 年 3 月 30 日雇均発第 0330 第 4 号、国不建整第 184 号）」において、できる限り、元請が建退共制度関係事務を受託するよう努めるものとされているところ、元請が一括して掛金納付事務を行う場合の元下以下の契約においては、建退共掛金相当分は計上されないことが適当である。

第５章　結びに

・本基準は、持続可能な建設業を実現する上で、賃上げによる技能者の処遇改善と、そのために必要となるサプライチェーン全体における適正な労務費の確保が不可欠であるとの関係者間での共通認識を踏まえて制定された第三次・担い手３法の規定に基づき、学識経験者及び受発注者の代表からなる中央建設業審議会として作成・勧告するものである。

・本基準の目的である、技能者に対して CCUS レベル別年収を実現する賃金が確実に支払われる環境を実現するためには、本基準に則った見積とその尊重による、注文者・受注者双方の合意にもとづく対等な立場での書面による請負契約の締結や、施工段階において設計変更が生じた場合の適切な契約変更等、建設工事の請負契約の適正化を図ることが必要である。

・また、建設工事の請負契約の注文者においては、安易に安価な発注を行うことは、建設業の持続可能性を損なうという認識を改めて共有するとともに、発注段階における十分な見積期間の確保及び精度の高い設計図書等の提示により、受注者が見積書を作成しやすい環境を整えるべきことに留意し、価格交渉の中で受注者からの見積りを尊重し、労務費等が適正に確保された額での契約を行う商慣行が定着することを期待したい。

・さらに、建設工事の請負契約の受注者においては、労務費・賃金について「もらえないから払えない」「もらったら払う」といった従前の姿勢を抜本的に改め、「払うためにもらう」商慣行が確立できるよう、主体的に取り組むことが強く期待される。

・あわせて、建設サービスの供給が滞らないようにする観点からは、労務費等の適正な確保は前提としつつ、総額としての建設コストの上昇を抑える努力も必要であり、建設業界として、生産性の向上及び過度な重層下請構造の解消に自律的に取り組むことを期待したい。

・第三次・担い手３法の施行を契機として、賃金の原資を削った、いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅し、適正な賃金の支払いとその原資の確保を前提とした、技術に基づく健全な競争環境への転換が必要である。このような、本基準の目指す建設業における商慣行を定着させるには、建設工事の取引に関わる全ての当事者がパートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たすとともに、責任ある行動をとるよう求められることを改めて指摘し、本基準の結びとする。

労務費に関する基準　概要

令和7年12月2日作成

国土交通省

○　「労務費に関する基準」は、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目指すものである。

第１章　総論

（１）背景

（２）改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置

（３）労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討

①経緯

②労務費に関する基準の位置づけ

第２章　建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

（１）基本的な考え方

①適正な労務費の水準

②個別の請負契約に当てはめる際の留意点

（２）職種分野別の基準値

①基準値の位置づけ

②基準値の定め方

③基準値の決定と改定の手続き

第３章　本基準の実効性を確保するための施策

（１）実効性確保策の全体像

（２）契約段階において適正な労務費等を確保するための取組

①基本的な考え方

②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理

③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進

④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化

⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督

（３）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化

（４）公共工事における上乗せの取組

第４章　その他

（１）材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの見積りに係る取扱い

（２）通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応

（３）基準の見直し

第５章　結びに

労務費に関する基準　詳細(1／4)

国土交通省

○　第１章では、第三次・担い手３法が成立した背景や、改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置、労務費に関する基準（以下「本基準」という。）の作成及び勧告に係る検討（経緯、位置づけ等）について記載。
○　第２章では、適正な労務費の水準や、本基準を個別の請負契約に当てはめる際の留意点、職種分野別の基準値（基準値の位置づけや定め方、決定と改定の手続き）について記載。

第１章　総論

（１）背景

（２）改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置

（３）労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討

①経緯

②労務費に関する基準の位置づけ

・公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「当該建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」の相場観として機能させるとともに、これに連動して、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用できるように、基準を作成。
・あわせて、第3章に記載した施策等により、実効性を確保。

【図１】

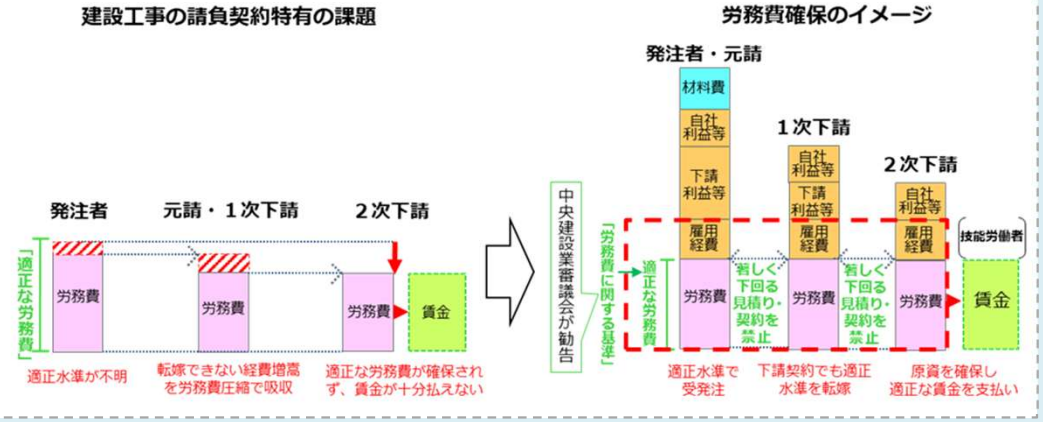

第２章　建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

（１）基本的な考え方

①適正な労務費の水準

・建設業に従事する技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の行き渡り確保により他産業並み以上の水準への処遇改善を実現することを目指す
・具体的には、個々の建設工事の請負契約において、建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（適正な労務費）を、
「適切な職種の公共工事設計労務単価×施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛」によって導かれる「単位施工量当たりの労務費」に、「施工量」を乗じる式によって計算して得られる値に相当する額
とする。

②個別の請負契約に当てはめる際の留意点

・労務単価については、工事の施工場所が属する都道府県に適用される公共工事設計労務単価を使用し、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要。
・CCUSレベルの高い者等、高い技能を持つ技能者が施工することが必要である場合や、技能者の確保に要するコストが高い場合等においては、受注者が労務単価を割り増して見積り、注文者は、その実態と妥当性を十分に踏まえた上で、双方において誠実かつ適切に価格交渉を行うことが必要。
・公共工事設計労務単価には技能者の賃金相当分以外の経費は含まれず、別途、請負契約の中で必要額が別途計上されることが必要。

労務費に関する基準　詳細(2／4)

国土交通省

○　第２章では、適正な労務費の水準や、本基準を個別の請負契約に当てはめる際の留意点、職種分野別の基準値（基準値の位置づけや定め方、決定と改定の手続き）について記載。
○　第３章では、本基準の実効性確保策について記載。

第２章　建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

（２）職種分野別の基準値

①基準値の位置づけ

・実際の価格交渉等において、適正な労務費の確保を円滑に進めるため、一定の要件を満たす職種分野においては、国土交通省において具体的な数値（基準値）を定め、運用。
・この場合においてもなお、基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提として算出されるものであり、個別の請負契約においては、具体の作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出すべきであることに留意が必要。

②基準値の定め方

基準値は以下の原則を踏まえ、統一様式で示すこととする（右図参照）。

・労務単価×歩掛の計算式によって単位施工量当たりの労務費として算出。
・労務単価については、公共工事設計労務単価を適用。
・歩掛については、標準的な条件等における歩掛として、便宜的に、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用。
・基準値は各職種分野における標準的な規格・仕様について作成。
・基準値について、前提となる作業内容・施工条件等に加え、補正の際に留意すべき点も併記。
・上述の点については、当該職種分野に関係する専門工事業団体、元請建設業団体及び国土交通省から成る職種別意見交換会において検討、結果を反映。

③基準値の決定と改定の手続き

・上記②の手順に基づく基準値の決定・改定及びその公表 については、労務費WGにも必要に応じて報告し、その意見を聴いて、国土交通省において行う。

【図２】「労務費の基準値」の示し方 ※建築工事の原則パターン

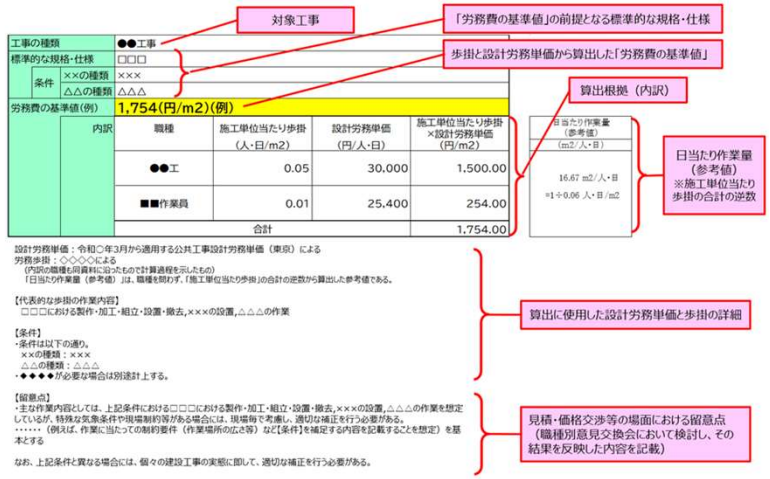

【図３】「労務費の基準値」の示し方 ※土木工事の原則パターン

労務費に関する基準　詳細(3／4)

国土交通省

○　第３章では、本基準の実効性確保策について、契約段階において適正な労務費等を確保するための取組、支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組、及び公共工事における上乗せの取組について記載。

第３章　本基準の実効性を確保するための施策

（１）実効性確保策の全体像

・本基準の目的達成を図る上では、契約段階において適正な労務費等を確保するための取組（入口の取組）と、支払段階において下請に対する適正な労務費や技能者に対する適正な賃金等を確保するための取組（出口の取組）、加えて公共工事の特性を踏まえた上乗せの取組が必要不可欠。

（２）契約段階において適正な労務費等を確保するための取組

①基本的な考え方

・下記を目指すことを基本的な考え方とし、これを実現するための施策を講じることが適切。

○受注者が、個別契約に即した労務費を自社の歩掛を基に算出し、それを明示した見積りを作成。注文者は、当該見積りを尊重。

○両当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面で締結。信義に従って誠実にこれを履行。

○適正に賃金・労務費を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。

○建設Ｇメンが、建設業者から見積り等の提出を受けて調査し、ダンピングによる価格低下か生産性向上による価格低下かを見分けた上で、指導・監督。

②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理

・労務費確保に伴うしわ寄せを防ぐべき必要経費として、これまで、通常必要と認められる原価として適正な確保を求めてきた経費（法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金）を、見積書における内訳明示の対象として位置づけることが適切。

・あわせて、「雇用に伴う必要経費」を含んだ額を参考値として公表することが適切。

③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進

・労務費等を内訳明示した適正な見積書を作成する商慣行が形成されるよう、専門工事業団体において、これまでの法定福利費及び安全衛生経費の確保に向けて作成が進められてきた標準見積書の見直し・作成・利用促進を進めるとともに、国土交通省において、見積書の様式例等を公表するなどといった実効性確保策を講じることが適切。

④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化

・技能者を大切にする企業の取組を可視化し、その評価を向上させること等が重要であることを踏まえ、改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けに自主宣言制度を創設することが適切。

⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督

・適正な労務費の確保に向けた建設Gメンの調査としては、

-見積書について、当初版と最終版の差額等を比較した上でその原因者や要因を把握、検証した上で、違法性の疑いを確認

-この際、違法性の疑いや度合いが高いものと考えられる事業者について重点的に調査を実施

といったプロセスを経ることが適切。

・このような調査手法の確立に向け、建設Gメンは、法施行後当面の間は、労務費等を内訳明示した見積書の普及等について、重点的に取り組むことが必要。

（３）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと

○CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の２つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術 を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること

○処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上することをめざし、これを実現するための施策を講じることが適切。

労務費に関する基準　詳細(4／4)

国土交通省

○　第３章では、本基準の実効性確保策について記載。
○　第４章では、本基準を運用する上で考慮すべきその他の事項について記載。
○　第５章では、本基準の目的を果たすために、各主体に期待される役割について記載。

第３章　本基準の実効性を確保するための施策

（３）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

②契約当事者によるコミットメント制度を通じた適正な支払い担保

・労務費・賃金の適正な支払い に係る表明や情報開示への合意に関する条項（コミットメント制度）を標準請負契約約款に導入するとともに、活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切。

③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

・デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切。

④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化

・労務費や賃金の支払いに関し悪質な態様が認められる事業者を見える化することにより、優良な事業者が市場で選択される環境を整備することが適切。

（４）公共工事における上乗せの取組

公共工事においては、賃金の支払等について、品確法等において、公共発注者としても一定の役割を果たすことが求められていることを踏まえ、

・入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化
・現行のダンピング対策（低入札価格調査等）を強化し、入札金額内訳書の内容を確認する「労務費ダンピング調査」を落札候補者に対して実施
・「支払われるべき労務費」と「実際に支払われた労務費」を比較することについて、国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その手法を確立

といった取組を推進。

第４章　その他

（１）材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの見積りに係る取扱い

（２）通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応

・締結された請負契約について、本基準等を踏まえて著しく低い労務費等に該当すると考えられる場合には、発注者、受注者、元請、下請を問わず、既存の「駆け込みホットライン」に適宜相談することが可能。

（３）基準の見直し

・今後、本基準の運用状況に係るフォローアップ等を実施するとともに、必要に応じ、その結果や社会経済情勢の変化を踏まえた本基準の見直し等に係る措置を講ずることが適切。

第５章　結びに

・第三次・担い手３法の施行を契機として、賃金の原資を削った、いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅し、適正な賃金の支払いとその原資の確保を前提とした、技術に基づく健全な競争環境への転換が必要である。このような、本基準の目指す建設業における商慣行を定着させるには、建設工事の取引に関わる全ての当事者がパートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たすとともに、責任ある行動をとるよう求められることを改めて指摘し、本基準の結びとする。